

令和7年壱岐市議会定例会8月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	1
第1日（8月8日 金曜日）	
議事日程表（第1号・第1号の追加1）	3
出席議員及び説明のために出席した者	4
開 会（開議）	5
仮議席の指定	5
議長の選挙	6
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
審議期間の決定	8
諸般の報告	8
副議長の選挙	8
議席の一部変更	10
議員提出議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
発議第6号 議会広報特別委員会設置の決議について	10
発議第7号 国境離島活性化推進特別委員会設置の決議について	11
常任委員会委員の選任	12
議長の常任委員会委員の辞任について	13
議会運営委員会委員の選任	14
議会広報特別委員会委員の選任	15
国境離島活性化推進特別委員会委員の選任	15
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16
長崎県病院企業団議会議員の選挙	17
発言の申出（市長の挨拶）	18
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第42号 令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	19
議員派遣の件	35
散 会	36

資料

老岐市議会委員会委員選任名簿	38
議員派遣の件	39

令和7年壱岐市議会定例会8月会議を、次のとおり招集します。

令和7年8月1日

壱岐市長 篠原 一生

- 1 期 日 令和7年8月8日（金）
 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和7年壱岐市議会定例会8月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	8月8日	金	本会議	○開会 ○仮議席の指定 ○議長の選挙 ○議席の指定 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○審議期間の決定 ○諸般の報告 ○副議長の選挙 ○常任委員会委員の選任 ○議会運営委員会委員の選任 ○議会広報特別委員会委員の選任 ○国境離島活性化推進特別委員会委員の選任 ○後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ○長崎県病院企業団議会議員の選挙 ○議案の上程、説明 ○議案審議 （質疑、委員会付託省略、討論、採決） ○散会

令和7年壱岐市議会定例会8月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
	議長の選挙	—	指名推選 (8/8)
	副議長の選挙	—	指名推選 (8/8)
発議第 6号	議会広報特別委員会設置の決議について	省 略	原案のとおり可決 (8/8)
発議第 7号	国境離島活性化推進特別委員会設置の決議について	省 略	原案のとおり可決 (8/8)
	常任委員会委員の選任	—	資料のとおり決定
	議長の常任委員会委員の辞任について	—	許 可
	議会運営委員会委員の選任	—	資料のとおり決定

	議会広報特別委員会委員の選任	—	資料のとおり決定
	国境離島活性化推進特別委員会委員の選任	—	資料のとおり決定
	長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	—	指名推選 (8/8)
	長崎県病院企業団議会議員の選挙	—	指名推選 (8/8)
議案第42号	令和7年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	省略	原案のとおり可決 (8/8)

令和7年壱岐市議会定例会8月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止				
予算	1	1		
その他				
報告				
決算認定 (内前回継続)				
計	1	1		

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)				
決議・その他	2	2		
計	2	2		
請願・陳情等 (内前回継続)				
計				

令和7年 岐阜市議会定例会 8月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

令和7年8月8日 午前10時00分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

土谷 勇二

議事日程(第1号の追加1)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

1番 菊池 弘太
2番 酒井 真吾

日程第3 会期の決定

8月8日～12月26日までの
141日間 決定

日程第4 審議期間の決定

1日間 決定

日程第5 諸般の報告

議長 報告

日程第6 副議長の選挙

中原 正博

追加日程
第1 議席の一部変更

局長報告

日程第7 発議第6号 議会広報特別委員会設置の決議について

提出議員 議案説明・質疑なし・
委員会付託省略・討論なし・
可決

日程第8 発議第7号 国境離島活性化推進特別委員会設置の決議
について

提出議員 議案説明・質疑なし・
委員会付託省略・討論なし・
可決

日程第9 常任委員会委員の選任

議長指名

追加日程
第2 議長の常任委員会委員の辞任について

日程第10 議会運営委員会委員の選任

議長指名
委員長 小金丸益明
副委員長 山内 豊

日程第11 議会広報特別委員会委員の選任

議長指名
委員長 酒井 真吾
副委員長 中田 恭一

日程第12 国境離島活性化推進特別委員会委員の選任

議長指名
委員長 赤木 貴尚
副委員長 山川 忠久

日程第13 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

指名推選 松本 順子

日程第14 長崎県病院企業団議会議員の選挙

指名推選 樋口伊久磨、
赤木 貴尚

日程第15 議案第42号 令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）

財政課課長、市民部部長 説明・
質疑あり・委員会付託省略・
討論あり・可決

日程第16 議員派遣の件

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 菊池 弘太君	2番 酒井 真吾君
3番 松本 順子君	4番 樋口伊久磨君
5番 武原由里子君	6番 山口 欽秀君
7番 山内 豊君	8番 山川 忠久君
9番 植村 圭司君	10番 清水 修君
11番 赤木 貴尚君	12番 音嶋 正吾君
13番 小金丸益明君	14番 中田 恭一君
15番 中原 正博君	16番 土谷 勇二君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 草合 正吉君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 川村 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長 篠原 一生君 副市長 中上 良二君
教育長 山口 千樹君 総務部部長 平田 英貴君

地域振興部部長	……………	塚本 和広君	市民部部長	……………	吉田 博之君
保健環境部部長	……………	村田 靖君	産業推進部部長	……………	松嶋 要次君
建設部部長	……………	平本 善広君	消防本部消防長	……………	山川 康君
教育次長	……………	目良 顕隆君	総務部次長	……………	小川 和伸君
地域振興部次長	……………	岡部 一也君	総務課課長	……………	渡野 浩司君
財政課課長	……………	原 裕治君	会計管理者	……………	篠崎 昭子君

午前10時00分開会

○議会事務局局長（草合 正吉君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の草合でございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可しておりますので、御了承ください。

本定例会 8 月会議は、壱岐市議会議員一般選挙後の初めての議会でございますので、議長が選挙される間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で山口欽秀議員が年長者でありますので、臨時議長の職務を行っていただきたいと思っております。山口議員、席に御着席をお願いいたします。

午前10時01分開議

〔臨時議長（山口 欽秀君）議長席へ着席〕

○臨時議長（山口 欽秀君） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました山口です。地方自治法第 107 条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は 16 名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和 7 年壱岐市議会定例会を開会いたします。

これより、8 月会議を開きます。

日程第 1. 仮議席の指定

○臨時議長（山口 欽秀君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

〔仮議席番号 議員氏名〕

……………

仮議席 1 番 菊池 弘太議員 仮議席 2 番 酒井 真吾議員

仮議席 3 番	松本 順子議員	仮議席 4 番	樋口伊久磨議員
仮議席 5 番	武原由里子議員	仮議席 6 番	山口 欽秀議員
仮議席 7 番	山内 豊議員	仮議席 8 番	中原 正博議員
仮議席 9 番	山川 忠久議員	仮議席10番	植村 圭司議員
仮議席11番	清水 修議員	仮議席12番	赤木 貴尚議員
仮議席13番	土谷 勇二議員	仮議席14番	音嶋 正吾議員
仮議席15番	小金丸益明議員	仮議席16番	中田 恭一議員

日程第 2. 議長の選挙

○臨時議長（山口 欽秀君） 日程第 2、議長の選挙を議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口 欽秀君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口 欽秀君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

壱岐市議会議長に、土谷勇二議員を指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま指名いたしました土谷勇二議員を壱岐市議会議長選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口 欽秀君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました土谷勇二議員が壱岐市議会議長に当選されました。

当選されました土谷勇二議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定によりまして、本席から当選の告知をいたします。

議長に当選されました土谷勇二議員に当選承諾及び挨拶を演壇でお願いいたします。

〔議員（仮議席 13 番 土谷 勇二君） 登壇〕

○議員（仮議席 13 番 土谷 勇二君） 一言御挨拶を申し上げます。

このたび議員各位の推挙を頂き、第11代壱岐市議会議長に就任いたしました土谷勇二でございます。身に余る光栄であり、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。市民皆様の負託を受けて構成される市議会において議長という重責を担うに当たり、議会の公正かつ円滑な運営、市民に開かれた議会づくり、全力を尽くしてまいる所存でございます。

壱岐市を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、地域経済の活性化、防災・減災への対応など様々な課題に直面しております。こうした中で議会が果たすべき役割はますます重要になってくると考えております。

私は、議員皆様が市民の声を議会に反映できるよう、公正中立の立場を堅持しながら議会運営に取り組んでまいり所存です。また、市民に信頼を得られる議会づくり、政策提案できる議会へ一層の転換を図り、市政の発展に寄与してまいります。

結びに、同僚各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔議員（仮議席13番 土谷 勇二君） 降壇〕

○臨時議長（山口 欽秀君） 土谷議長、このたびの御当選、誠におめでとうでございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

以上をもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。議員各位の御協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、土谷議長、議長席にお着き、お願いをいたします。

〔臨時議長（山口 欽秀君）退席、議長（土谷 勇二君）着席〕

○議長（土谷 勇二君） ただいまから議長の職務を行います。

お手元に配付のとおり、議事日程を追加いたします。

（第1号の追加1）

日程第1. 議席の指定

○議長（土谷 勇二君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によりまして、ただいま着席のと通りの議席とさせていただきます。

（第1号の追加1）

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、菊池弘太議員、2番、

酒井真吾議員を指名いたします。

(第1号の追加1)

日程第3. 会期の決定

○議長(土谷 勇二君) 次に、日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、壱岐市議会通年議会実施要綱第2条第2項の規定により、任期満了後の初会議の会期は8月から12月までとするとなっておりますので、本日から12月26日までの141日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土谷 勇二君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月26日までの141日間と決定いたしました。

(第1号の追加1)

日程第4. 審議期間の決定

○議長(土谷 勇二君) 次に、日程第4、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。8月会議の審議期間は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土谷 勇二君) 異議なしと認めます。よって、8月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

(第1号の追加1)

日程第5. 諸般の報告

○議長(土谷 勇二君) 次に、日程第5、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

(第1号の追加1)

日程第6. 副議長の選挙

○議長(土谷 勇二君) 次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

壱岐市議会副議長に、中原正博議員を指名いたします。

ここでお諮りします。ただいま指名いたしました中原正博議員を壱岐市議会副議長選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました中原正博議員が壱岐市議会副議長に当選されました。

当選されました中原正博議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によりまして、本席から当選の告知をいたします。

副議長に当選されました中原正博議員に当選承諾及び挨拶を演壇でお願いいたします。

〔議員（8番 中原 正博君） 登壇〕

○議員（8番 中原 正博君） 皆さん、おはようございます。ただいま壱岐市議会副議長に当選をさせていただきました中原正博でございます。

謹んでお受けいたします。この重責に身が引き締まる思いでございます。この副議長任期期間中、議長の補佐として壱岐市議会運営に携わってまいりたいと思っております。壱岐市民の負託に応えられるよう壱岐市発展のために全力を尽くして頑張るまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様方の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

最後に、壱岐市発展、そして壱岐市議会発展を祈念いたしまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

〔議員（8番 中原 正博君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 中原副議長、このたびの当選誠におめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

お諮りします。正副議長が決まりましたので、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議席の一部変更

○議長（土谷 勇二君） 追加日程、議席の一部変更についてを議題とします。

変更する議席番号及び氏名を局長に朗読させます。草合局長、お願いします。

○議会事務局局長（草合 正吉君） それでは、朗読いたします。

[事務局長朗読]

1 番	菊池 弘太議員	2 番	酒井 真吾議員
3 番	松本 順子議員	4 番	樋口伊久磨議員
5 番	武原由里子議員	6 番	山口 欽秀議員
7 番	山内 豊議員	8 番	山川 忠久議員
9 番	植村 圭司議員	10 番	清水 修議員
11 番	赤木 貴尚議員	12 番	音嶋 正吾議員
13 番	小金丸益明議員	14 番	中田 恭一議員
15 番	中原 正博議員	16 番	土谷 勇二議員

以上です。

○議長（土谷 勇二君） お諮りします。ただいま局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、ただいま局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

なお、変更の議席につきましては、次回の会議より着席をお願いいたします。

お諮りします。これから上程いたします議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全議員で御審議願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

(第1号の追加1)

日程第7. 発議第6号

○議長（土谷 勇二君） 日程第7、発議第6号、議会広報特別委員会設置の決議についてを議題

とします。

提出議案の説明を求めます。酒井真吾議員。

〔提出議員（酒井 真吾君） 登壇〕

○議員（2番 酒井 真吾君） 発議第6号、令和7年8月8日。壱岐市議会議長、土谷勇二様。

提出者、壱岐市議会議員、酒井真吾。賛成者、壱岐市議会議員、中田恭一、菊池弘太。

議会広報特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、壱岐市市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

1、名称、議会広報特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。3、目的、議会広報の調査及び発行。4、委員の定数、8名。5、期限、閉会中も継続して調査終了するまで。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（酒井 真吾君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから発議第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、発議第6号につきましては原案のとおり可決されました。

（第1号の追加1）

日程第8. 発議第7号

○議長（土谷 勇二君） 日程第8、発議第7号、国境離島活性化推進特別委員会設置の決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。赤木貴尚議員。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 登壇〕

○議員（11番 赤木 貴尚君） 国境離島活性化推進特別委員会設置の決議について。

発議第7号、令和7年8月8日。壱岐市議会議長、土谷勇二様。提出者、壱岐市議会議員、赤木貴尚。賛成者、壱岐市議会議員、小金丸益明、山川忠久。

国境離島活性化推進特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

国境離島活性化推進特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、国境離島活性化推進特別委員会の設置をするものとする。

1、名称、国境離島活性化推進特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。3、目的、国境離島の活性化推進に関する調査。4、委員の定数、6名。5、期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから発議第7号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、発議第7号については原案のとおり可決されました。

（第1号の追加1）

日程第9. 常任委員会委員の選任

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第9、常任委員会委員の選任を議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によるとなっております。

よって、タブレットに配信のとおり、総務産業常任委員会委員に中田恭一議員、小金丸益明議員、音嶋正吾議員、清水修議員、植村圭司議員、山内豊議員、菊池弘太議員、土谷勇二議員。

市民文教常任委員会委員に中原正博議員、赤木貴尚議員、山川忠久議員、山口欽秀議員、武原由里子議員、樋口伊久磨議員、松本順子議員、酒井真吾議員を指名いたします。

ここでしばらく休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

〔議長（土谷 勇二君）と副議長（中原 正博君）議長席交代〕

○副議長（中原 正博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に、土谷議長から職責上の都合により常任委員会委員の辞任願が提出されました。

この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、土谷議長は除斥となりますので、ここからは地方自治法第106条第1項の規定によりまして、私が議長の職務を行います。

お諮りします。議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中原 正博君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2. 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（中原 正博君） 追加日程、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、土谷議長の退場を求めます。

〔議長（土谷 勇二君） 退場〕

○副議長（中原 正博君） 土谷議長から、その職務上の理由によって、常任委員会委員の辞任願が提出されております。

お諮りします。本件は、申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中原 正博君） 異議なしと認めます。よって、土谷議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

土谷議長の除斥を解き、入場を許可し、議長を交代いたします。

〔議長（土谷 勇二君） 入場〕

〔副議長（中原 正博君）と議長（土谷 勇二君）議長席交代〕

○議長（土谷 勇二君） ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会の正副委員長互選のため、直ちに各常任委員会を招集いたします。

各常任委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、総務産業常任委員会を壱岐市議会2階会議室で、市民文教常任委員会を壱岐市議会議員控室と定めます。

各常任委員会の開催のため、しばらく休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時47分再開

○議長（土谷 勇二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に植村圭司議員、副委員長に清水修議員。

市民文教常任委員会委員長に山川忠久議員、副委員長に樋口伊久磨議員。

以上のとおりです。

（第1号の追加1）

日程第10. 議会運営委員会委員の選任

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第10、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によるとなっております。

よって、議会運営委員会委員に小金丸益明議員、植村圭司議員、山川忠久議員、山内豊議員、山口欽秀議員、武原由里子議員を指名します。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選のため、直ちに議会運営委員会を招集いたします。

委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いいたします。

なお、委員会の場所は、壱岐市議会2階会議室と定めます。

議会運営委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時59分再開

○議長（土谷 勇二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告します。

議会運営委員会委員長に小金丸益明議員、副委員長に山内豊議員。

以上のとおりです。

(第1号の追加1)

日程第11. 議会広報特別委員会の選任

○議長(土谷 勇二君) 次に、日程第11、議会広報特別委員会の選任を議題とします。

議会広報特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によるとなっております。

よって、議会広報特別委員会委員に中田恭一議員、音嶋正吾議員、赤木貴尚議員、清水修議員、樋口伊久磨議員、松本順子議員、酒井真吾議員、菊池弘太議員を指名します。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会広報特別委員会の正副委員長互選のため、直ちに議会広報特別委員会を招集いたします。

委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、壱岐市議会2階会議室と定めます。

議会広報特別委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時11分再開

○議長(土谷 勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告します。

議会広報特別委員会委員長に酒井真吾議員、副委員長に中田恭一議員。

以上のとおりです。

(第1号の追加1)

日程第12. 国境離島活性化推進特別委員会委員の選任

○議長(土谷 勇二君) 次に、日程第12、国境離島活性化推進特別委員会委員の選任を議題とします。

国境離島活性化推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によるとなっております。

よって、国境離島活性化推進特別委員に小金丸益明議員、赤木貴尚議員、清水修議員、山川忠久議員、樋口伊久磨議員、菊池弘太議員を指名いたします。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、国境離島活性化推進特別委員会の正副委員

長互選のため、直ちに国境離島活性化推進特別委員会を招集します。

委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、壱岐市議会2階会議室と定めます。

国境離島活性化推進特別委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時21分再開

○議長（土谷 勇二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告します。

国境離島活性化推進特別委員会委員長に赤木貴尚議員、副委員長に山川忠久議員。

以上のとおりです。

(第1号の追加1)

日程第13. 長崎県後期高齢医療広域連合議会議員の選挙

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第13、長崎県後期高齢医療広域連合議会議員の選挙を行います。

同広域連合規約第8条第2項第4号により、選挙する議員の数は1名です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、松本順子議員を指名いたします。

ここでお諮りします。ただいま指名をいたしました松本順子議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました松本順子議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

松本順子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項に規定により、本席から当選の告知をいたします。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました松本順子議員に当選承諾及び挨拶を自席でお願いします。

○議員（3番 松本 順子君） 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員になりました松本順子議員です。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（土谷 勇二君） このたびの当選、誠におめでとうござひます。御就任を心からお祝ひ申し上げます。

（第1号の追加1）

日程第14. 長崎県病院企業団議会議員の選挙

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第14、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

同企業団規約第7条第1号の規定に基づき、選挙する議員の数は2名です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひますが、これに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

長崎県病院企業団議会議員に樋口伊久磨議員、赤木貴尚議員を指名いたします。

ここでお諮りします。ただいま指名をいたしました2人の議員を長崎県病院企業団議員の当選人と定めることに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました2人の議員が長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

長崎県病院企業団議員に当選されました2人の議員に当選の承諾及び挨拶を自席でお願いします。

まず、樋口議員からお願いします。

○議員（４番 樋口伊久磨君） このたび、病院企業団議会の議員に御推挙を頂きまして、誠にありがとうございます。

壱岐病院増築に向けまして大変な時期だというふうに自覚をいたしております。職責を全うできますように頑張ってみますのでよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（土谷 勇二君） 次に赤木議員、お願いします。

○議員（１１番 赤木 貴尚君） このたび、御推挙を頂きまして病院企業団議員に当選いたしました赤木貴尚です。

増設の件と、私自身も壱岐病院に通っておりますので、現場の声や患者の声としてしっかり長崎県病院企業団議会に届けたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（土谷 勇二君） このたびの御当選、誠におめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

ここで、篠原市長より挨拶の申出がっておりますので、これを許します。

篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 令和７年壱岐市議会定例会８月会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員皆様におかれましては、７月２０日執行の壱岐市議会議員一般選挙におきまして、市民皆様の負託を得、見事、当選の栄に浴されましたことを、改めまして心からお慶び申し上げます。

皆様の御当選は、訴えてこられた政策や主張に加え、これまでの御努力や実績、そのお人柄が市民皆様に評価されてのことであり、心から敬意を表する次第であります。

そして、先ほどの議長・副議長選挙の結果、壱岐市議会第１１代議長に土谷勇二議員、第１３代副議長に中原正博議員が御選任されました。重ねてお慶び申し上げます。また、各常任委員会、その他各委員会の委員選任も決定され、本日、新しい壱岐市議会の体制が整ったところでございます。

議員皆様には市民の皆様のため、壱岐市の発展のため、共に市政を担う者として御尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、明日８月９日は長崎県民にとって終生忘れることのできない原爆の日です。本年は被爆８０年を迎えることとなりますが、時代は昭和、平成、そして令和と移り変わり、戦争を知らない世代が社会の大半を占めるようになりました。

その一方で、世界各地では今も罪のない多くの人々が戦争の犠牲となっております。

私たちが当たり前のように享受している平和と繁栄は、戦没者皆様の尊い犠牲の上に築き上げられてきたものです。戦争の悲惨さと平和の尊さを風化させることなく未来へと語り継ぎ、世界の恒久平和のため、二度と悲惨な戦争を起こすことのないよう、また、壱岐市のさらなる発展のために今後も全力で取り組んでまいります。

結びに、本年も非常に暑い日が続いており、環境省と気象庁は、熱中症の危険性が極めて高くなることが予測される場合に熱中症警戒アラートを共同で発表しております。この熱中症警戒アラートが発表されている日は、外出を控える、エアコンなどを使用する、屋外で作業をする際は単独では行わず、小まめに休憩と水分を取るなどの熱中症予防に努めていただき、自らの体調管理に十分御留意いただきますようお願いいたします。

本日提出しております案件は、予算案件1件でございます。何とぞ十分な御審議を頂き、適切な御判断を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。皆様どうぞよろしくようお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

（第1号の追加1）

日程第15. 議案第42号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第15、議案第42号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 本日提出いたしました議案につきましては、関係部長、課長等より御説明をさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第42号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和7年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,222万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257億4,873万7,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、令和7年度国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による定額減税の不

足額給付及び地方債繰上償還について補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和7年度に実施する定額減税の不足額給付分の財源として、1億1,550万円を計上しております。

20款繰越金1項1目の前年度繰越金は、今回、繰上償還を行う令和6年度借入れの過疎対策事業債の未執行分の前年度繰越金2億5,400万円を計上しております。

21款諸収入4項3目雑入の繰上償還補償金は、今回の繰上償還において生じる加算金について長崎県病院企業団の負担で支払うこととしており、272万8,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては、別添資料1、令和7年度8月補正予算案概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款総務費1項13目物価高騰対応重点支援事業費の定額減税不足額給付事業は、令和6年の定額減税において実施した調整給付について支給額に不足が生じた方等に不足額の給付を行うもので、1億1,550万円を計上しております。

11款公債費1項1目元金及び3目公債諸費の地方債繰上償還は、長崎県壱岐病院建設改良特別負担金の財源として、令和6年度に借り入れた過疎対策事業債について、落札候補者の辞退により事業が実施されなかったことに伴い生じました財務省の財政融資資金の繰上償還を行うもので、元金2億5,400万円及び繰上償還時に生じます加算金272万8,000円、合わせまして2億5,672万8,000円を計上しております。

本件の経過等についてでございますが、別添資料2の議案第42号関係資料の2ページをお開き願います。

長崎県壱岐病院増築工事に係る長崎県病院企業団が行う入札におきまして、令和7年1月に入札広告を行い、2月に入札を行った後、契約し、事業に着手予定との見込みにより、過疎対策事業債の借入手続を行い、3月25日に借入れを行ってまいりました。

本件入札は事後審査型入札であり、落札候補者の参加資格申請の資格を認めるための手続中に落札候補者より機械設備工事に係る専門技術者の配置見通しが立たないとのことで、辞退届が借

入れ後の3月28日に提出があり、令和6年度中に事業着手ができず、結果として壱岐市において計上しておりました3億円の建設改良特別負担金も全額未執行となりました。このため、本事業の財源として借り入れた過疎対策事業債が強制繰上償還となるため、元本であります繰上償還金2億5,400万円及び財政融資資金貸付金の強制繰上償還を行う際に生じる加算金272万8,000円を予算計上しております。

なお、加算金につきましては、歳入事項別明細書の説明で御説明いたしましたとおり、長崎県病院企業団で御負担いただくことで協議ができております。

以上で、議案第42号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） 議案第42号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）中、令和7年度定額減税の不足額給付事業について御説明を申し上げます。

議案資料2、令和7年壱岐市議会定例会8月会議、議案第42号関係資料の1ページをお開きください。

本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、令和6年に国で実施された定額減税に対して、令和6年度に実施した調整給付金について確定した定額減税の結果として給付額に不足が生じる方などに対して、不足額の給付を国の制度設計に基づき行うものであります。

対象者を約3,500人と見込み、平均給付額を3万円と推計し、不足額給付として1億500万円、関連事務費として1,050万円、合計の1億1,550万円を計上しております。

財源につきましては、国費10分の10であります。

今回の補正予算を議決していただきましたら、対象となる納税義務者と対象額を確定し、9月中旬から対象者への通知を行い、10月より随時給付を開始することといたしております。

なお、申請期限につきましては11月末を予定しており、最終給付を12月上旬と考えております。

以上で、議案第42号定額減税の不足額給付事業についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。6番、山口欽秀議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） まず、2つの事業についての質問ですが、1つ目は令和7年度定

額減税の不足額給付事業についてです。現在、物価高の中で市民生活は大変苦境の中にあると思うわけですが、そういう中で、給付を待っている家庭も多くあるというところであるというふうに私は思うわけですが、壱岐市の対象者への通知が9月中旬、そして、10月から給付開始というふうに説明されております。

一方、福岡市を見ると、7月9日に発送して8月6日から振込みが始まると。このように福岡市はやっているわけではありますが、なぜこのように壱岐市は給付が遅いのか、早い支援ができないのか。それから、支援についての実施日についても、9月中旬とか10月何日からの開始というふうで、期日もはっきりしないわけではありますが、このあたり、はっきりできない理由があるのか、そのあたりをお聞きします。

それから2点目、市民が市のホームページで今回の事業内容を確認できるのはいつなのか。広報いきには載るのかどうか、そのあたりをお知らせください。

それから、オンライン申請についてはできるのか。できるとするといつ頃からできるのか、お知らせください。

それから、今回の支給対象者に対してお知らせとか確認書が届くわけではありますが、どうしても届かない市民がいると思うんですが、そういう申請書も届かない対象者に対してどのような対応をされるのか。その方たちの申請を出すことについての提出期限、先ほど「11月末」と言われましたが、そのあたりもう少し詳しく説明をお願いします。これが第1点目の事業に対する質問であります。

もう1つの問題について質問いたします。

地方債の繰上償還についての質問であります。長崎県壱岐病院の建設改良特別負担金ということでの償還であります。2月17日に落札候補者を決定後、共同企業体に対して3月28日までに参加資格の事後審査を行い、落札者としての資格を認めていなかったと。こういうことで理解していいのか。とりわけ競争参加資格審査申請書の提出がなかったという事態で今回の事態が起きたのか。そのあたりの説明をお願いします。

それから2番目、3月25日に資金借入、融資実行が行われておりますが、その3日後に落札候補者から辞退届が出されております。この3日間、この差についての対応ですが、資金借入を行うかどうかの決定の判断というのは3月25日に至るまでにできなかったのかどうか。その判断は誰がしたのか、このあたりの資金借入についての説明をお願いします。

それから3番目、加算金272万8,000円が長崎県病院企業団の負担ということで行われております。しかし、通常、落札がきちっと行われているならばこのような負担金が生じることはないわけでありまして、あってはならない事態ではないかと思うわけですが。

今回の入札不落について不手際の責任というのはどこにあるのかという点で、この場合、負担

金を支払うということでありまして、長崎県の病院企業団にあるということであるという判断なのかということの確認です。ならば、企業団はどこに問題があり、原因があったのかというふうに考えているのか。そのあたりの説明をお願いします。

そして、企業団として今後このようなことが起こらないためにどういう対応を考えているのか。壱岐市としてもどういう対応を考えているのか、説明をお願いします。

4番目、今回の件に関わって、入札に関わった3者の共同企業体への処分は何らかの処分があったのかどうか。そのあたりをお聞かせください。

5番目、今後の壱岐病院の増築計画については、どのような計画変更を含めた流れを今後考えているのか、説明をお願いします。

以上、大きく2点ですが、よろしくお願いします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質問に対する理事者の答弁を求めます。吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 6番、山口議員の、まず令和7年度定額減税の不足額給付事業に係る質問についてお答えいたします。

まず、①番目の方に対象者の通知が9月中旬、10月から給付開始しているの、なぜもっと早くできないのか、それに加えて期日をはっきりできないかについて説明をさせていただきます。

まず、この給付事業の算定根拠の大きな部分となります今年度当初の住民税課税の確定が納付書を発行いたしました6月12日と認識いたしております。そこから、給付対象及び給付金額等の概算算出を行うわけでございますが、そのための必要なシステムのリリースが7月25日でありました。壱岐市としましては、そのリリース後、早速にその算出作業に取り組み、8月会議での議案提出をさせていただいている状況でございます。

当然、その間、修正申告を反映させる作業や他自治体への照会が必要な方などの照会、調査作業は同時に行っている状況であります。

また、発送期日等につきましては、準備が整い次第、発送を随時予定いたしておりますので、現時点では明確な期日の決定はいたしておりません。

しかしながら、これにつきましては、今まで行いました給付と同様、速やかに行うということで、担当職員が今その業務に従事をしているところでございます。

次に、②番目にホームページの事業内容が確認できるのはいつ頃かという質問でございます。

議決を頂きましたら、最終確認後、本日を含めまして8月中旬までには公開するように予定をいたしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

③に、オンライン申請についての質問でございますが、オンライン申請につきましては実施していない自治体も多いということでございますが、壱岐市におきましては、業務委託にてオンラ

イン申請が行うように計画をいたしております。

期日につきましては、業務委託の契約関係上、現時点でははっきり申し上げませんが、契約でき次第、早急にその手続が行えるようにしたいと考えております。

それから、④の提出期限についての質問でございますが、先ほどいたしましたとおり、申請期限につきましては11月28日を予定しております。これは11月末といたしますが、土日の関係で28日ということにしております。12月上旬の申請ということにしております。国への最終申請が12月中旬になりますので、12月上旬までに給付を完了するというを最終目標として行っていく状況でございます。

それから、申請者に届かない方に対する質問でありましたけれども、今回の給付額につきましては既に減税等が行われた方につきましては不足額給付でございますので、所得の申請等々、確定申告等々で対象者につきましては、郵送も含めまして届く通知につきましては確定できているのではないかと考えております。

しかしながら、その後の転出・転居とともありますので十分確認しながら行いたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議員指摘のとおり、我々、市といたしましても、必要な方への給付につきましては速やかにとこの考え方は十分理解しておりますので、御協力のほど、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 村田保健環境部長。

○保健環境部部長（村田 靖君） 6番、山口議員の御質問のうち、保健環境部から1番目、3番目、5番目の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の御質問の共同企業体に対して、3月28日までに参加資格の事後審査を行い、落札者として資格を認めていなかったということかについてお答えいたします。

長崎県病院企業団に確認しましたところ、落札候補者より機械設備工事の配置予定の技術者の確保調整のため、審査申請書の提出に時間を要する旨の申出があったため、落札者としては決定していなかったとのことです。その後、専門の技術者が確保できなかったとして、辞退届の提出がなされ、入札は不落となったとのことです。

3番目の御質問に回答いたします。今回の入札結果、不落に関わる不手際の責任は長崎県病院企業団にあるということか、また、企業団はどこに問題の原因があると考えているのか、そして、企業団として今後の対応策をどう考えているのか、壱岐市としてどう考えているのかとの御質問ですが、長崎県病院企業団としては造改築事業の実施に向け尽力したところではありますが、不落となった入札結果については共同企業体から九州内の他の民間工事の発注がある中、工事に必

要な技術者が全国的に不足しており、本土から離島工事への配置は困難であったと聞いております。併せて、想定以上に建設業界の人材不足が深刻な状況にあったことも聞いています。また、建築工事については、民間発注分が9割程度を占めており、人材の確保等も厳しい状況であることから、引き続き十分な予算の確保とともに、公告段階で県建設業協会への応札への働きかけを行うことが重要であると考えているとのことでした。

壱岐市としましては、長崎県病院企業団は、長崎県と島原、五島、対馬、壱岐の6市1町が病院事業を運営するために設立した地方自治法上の特別地方公共団体、一部事務組合でございます。壱岐市も長崎県病院企業団の構成団体でございます。

しかしながら、壱岐市の構成団体とはいえ、本県工事の発注については、壱岐市とは別の地方公共団体が発注した工事でございますので、入札自体に介入することはございません。

なお、今回の入札自体は、適正な手続を経た入札を行い、結果として不落となったと聞いております。

次に、5番目の質問、今後の壱岐病院の増築計画はどうなっていくのかについての御質問にお答えします。今後の計画につきましては、長崎県病院企業団からは、本年5月の時点で企業長から市長に対して報告がなされており、その計画の内容につきましては、「企業団としては現在計画している機能は将来的に壱岐医療圏内の医療にとって必要な機能であり、実施する方向で検討したい。ただし、実施時期については次の課題に係る作業を行いながら早期に見極めたい」との報告がなされております。

まず1つ目に、事業費の精査になります。「事業費はかなりの増嵩が見込まれており、その要因等を分析中」とのことです。

2つ目に、病院経営が悪化する中での建設資金の確保になります。経営改善の取組を進めていますが、令和6年度決算速報値では経常損益で3.9億円の赤字となっております。

そして3つ目に、請負業者の確保になります。「引き続き、県や建設業界などを通じて、業界の状況の情報収集を行い、請負業者の確保をしていきたい」とされています。

本計画は、壱岐圏域における中核的医療機関として、市内の他の医療機関が担うことができない心臓カテーテル室の導入など、市民の健康や命を守るために極めて重要なものだと考えております。このため、病院企業団におかれましては事業の実施に向けて引き続き検討を進められており、事業費の精査、建設資金の確保、さらには請負業者の確保など、諸課題の解決に向けて取り組まれ、併せて事業の実施時期についても可能な限り早期に見極められるものと承知いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の御質問の2点目と4点目につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、2点目の3月25日に資金借入れ、融資実行を行い、その3日後に事態届を提出がなされているが、落札者となった後に資金借入れを行うべきではないか。また、資金借入れの判断は誰がしたのかについてでございますが、今回の財政融資資金、過疎対策事業債の資金借入れにつきましては、議会資料2で記載しておりますとおり、令和7年2月6日付で借入申込書を提出し、令和7年3月25日に資金借入れを行っているところでございます。

本事業につきましては、長崎県病院企業団から、令和6年度中に本市に対し負担金の請求ができる見込みであるとのことから資金借入れの手続を行ったところでございます。資金借入れにつきましては、財政融資資金の制度上、借入れ日、融資実行日でございますけれども、などの定めがあり、3月の借入れ日は25日とされており、その借入申込みは2月6日までに提出をしなければならなかったことから、その時点で見込みにより提出をしたところでございます。

結果としまして、今回は全額未執行となり、借り入れた全額を返還することとなりますが、もし借入れを行っていない状況で令和6年度に負担金の支払いが発生した場合は予定していた起債が確保できていないことから当該事業については資金不足として全額一般財源で充てることとなり、本市の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなります。

このようなことから、今回については長崎県病院企業団とも連絡を取りながら進捗状況を確認し、契約締結ができるという見込みであるとのことから借入れ申込書を提出し、資金借入れに至った次第でございます。

また、資金借入れについては、ただいま御説明いたしましたように、事業の進捗状況や今後の見込み等も踏まえ、判断したところでございますけれども、予算編成において、市長へ事業の内容、事業費でありますとか財源の内訳も含めて説明を行った上で市長が判断を行い、予算を計上し、議会で承認を頂いたところであります。

借入れ手続につきましては、必要に応じて市長・副市長へ協議、報告などを行った上で壱岐市事務決裁規程第6条で所属部長の専決事項と定められておりますので、私のほうで最終的に判断を行い、決裁をしたところでございます。

次に4点目、今回の件に関わった3社の共同企業体への処分はあるのかとの御質問でございますが、長崎県病院企業団に確認をいたしましたところ、3社の共同企業体はあくまで落札候補者であったため、入札におけるペナルティーの対象とはならないということでございます。

長崎県自体においても同じ取扱いであるということでお聞きをいたしております。

壱岐市としましても、先ほど保健環境部長が申し上げましたとおり、長崎県病院企業団は壱岐市とは別の地方公共団体であり、その企業団が発注する工事の入札手続について、壱岐市が業者

に対しての処分を行うなどの立場ではないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） まず1つ目の不足額給付事業についての答弁に対して、壱岐市の事業の遅れについてる言われましたが、福岡市が7月にもそういう発送から8月に振り込みというふうに進んでいるという事情があるのに、なぜ壱岐はこのように遅れるのか。「随時やるんだ」とか「速やかに」というふうな言葉が言われましたが、なぜもっと早くできないのか。市民の声からするともっと早くやってほしいと。そのあたりの事情をお聞かせください。

それから、ホームページとかオンラインの申請ができるということですので、ぜひ速やかにできるようにしていただきたいということと。

あと、4番目の支援対象者の確認ですよね。もう、これまでのやつではっきりしている通知を送る、それから確認書を送ると。2番目でね。確認書は口座が確定していないとか口座を確認するとか、そういうところでいいわけですが、その確認書が届かないけども対象となるのではないかなという、そういう市民の方がホームページとかを見て、私じゃないかなというふうに申請をされるようになると思うんですが。

その申請が市民が見てもなかなか分かりづらいというところで行くと、その申請書を出して自分が対象になるかどうかということ、窓口としては11月28日までにこれは受けると。その後、速やかに給付という、そのあたりの申請の受付から、確かな受付がしっかりできるのかどうか。そのあたりの取組についてどう考えているのか、お伺いします。

それから、2番目の繰上償還についてのところです。落札予定者だったということで、落札者という確定がないまま進んでいたということですよ。結局、「落札予定者なのでこのような事態が起きても処分がない」というふうに言われたと思うんですが、今回の審査、入札の審査のやつですよ。一般競争入札の参加資格で事後審査型の入札をやっていますよね。こういう事後審査型の入札をやるとこういう今回の事態が起きるのではないかと。起きたということですよ。そのところの事後審査型の入札は適正なのか。そのあたりの判断を聞かせてください。

それから、どう見ても3社の共同企業体にペナルティーがないというのはやっぱり納得できないんじゃないですかね。壱岐市としては、企業団が272万8,000円払うから財政的には問題ないかもしれないですけど、県全体としては税金がこういう形で払われるわけですからね。通常の入札だったら不落になったら何か月間かの入札停止とかそういう処分もあるわけですから、そういう処分にならなかったことに対してちょっと問題だと思いますが、どういうふうな見解でしょうか。

増築計画については、本来なら病院の建設は今年度中には増築が済んで、供用開始ということ

であります、どのくらい遅くなるかと。そのあたりの見通しというのはあるのかなのか、お聞かせください。

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 6番、山口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、給付等の実施時期につきまして、福岡市のほうを例に挙げられましたけれども、他の自治体の詳細につきましては、私のほうではその状況について承知しておりません。考えられることとされました……。

所得の確定時期というのは全国どこでも同じでしょうけれども、その後に職員をかなり増員されたとか、高額なシステムを活用されたとか、様々な例はあるかもしれません。

壱岐市としましては、先ほど説明したとおり、確定後、速やかに現職員のほうが遅滞なく行っている。その結果、今回の議案提出ということを理解していただきたいと思っております。

それから、2番目、3番目のオンライン申請と速やかな給付につきましては、ご指摘のとおり行いたいと思っております。

ただ、最後に4番目のほうの対象者等々につきましてですけれども、御承知と思えますけれども、今回の不足額給付につきましてはこれまで行われました給付事業とは全く別の事業でございます。そのため、初めての取組ということは御理解していただけたらと思っております。今までのように、例えば課税の人に幾らやれ、非課税の人に幾ら給付と、そういったものでなくて、6年度中に行った減税、それから不足額給付と、確定後の所得に対してさらに差額を支給するというふうな給付でございます。そのため、担当職員といえますか、市としても、それに瑕疵がないように適正に行うために、日々、その金額の間違い等も含めまして十分にやっているところでございます。

なので、対象としましては、必ず前回起こった対象者が全て対象であるということではありません。その中で所得の変動があったり、扶養の変動があったり、そういう人たちになります。そのため、時間を要しているということになります。

ただ、口座につきましては、既に過去にそういった振込口座等々が使用されまして、こちらの方から給付の実績があり、その後変更がない方につきましては、申請を速やかにできるんじゃないかと思っております。

それから、確認書が届かなかった方につきましてというか、今回、11月28日まで延長しているにつきましては、特に他の自治体への照会、こちらが他の自治体からの回答がないとできないという形で、ここで時間を要する自治体も数多くあるというふう聞いております。そういったところも含めまして、現時点でも特に所得に関することでございますから税務課を中心に問合せの電話を既に受けている状況でございます。職員につきましてはその一つ一つに丁寧に答えて

申請方法についても今後示していくことを思っております。

先ほど広報も含めまして十分御指摘の部分は理解した上で適正に速やかに給付ができるように努力していきたいと思っておりますので御理解のほどよろしく申し上げます。

私のほうからは以上です。

○議長（土谷 勇二君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の再質問にお答えをいたします。

まず、私のほうからは、事後審査型の入札方法が適正であったのかという御質問でございますが、先ほど答弁でもいたしましたように、病院企業団は他の自治体、地方公共団体でございますので、まずこの他の地方公共団体が発注者となりますので、どの入札方法を選択するのがいいのかというのはその地方公共団体の判断によるものと思っておりますので、適正か否かということは私からはお答えする立場ではないと認識いたしております。

ただし、壱岐市ではこれまで事後審査型の入札というものは行ってはおりません。

続きまして、処分がないのはおかしいのではないかとということでございますけれども、市のそういう事業者への処分につきましては、壱岐市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領というものがございます。その中で指名停止となるものにつきましては、まず、壱岐市が発注した工事においてそのような事案が発生した場合に指名の停止をします。まず、市内での、市が発注したということが前提となっております。

ただし、市が発注をしていない、他の自治体とかの工事においてもトラブルが発生したと、指名停止処分を行わなければならないというような事案につきましては、贈賄とか独占禁止法とか、そのような事案の場合は他の自治体での工事において発生した場合においても、本市において指名停止等の処分を行うということになっておりますので、今回の事案につきましては、壱岐市が発注した工事ではないこと、そして、贈賄とか独占禁止法というような事案ではないということから、壱岐市においては処分の対象にはならないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 村田保健環境部長。

○保健環境部部長（村田 靖君） 山口議員の3番目の事業の実施時期についてお答えいたします。

現在、病院企業団におかれましては計画している機能は将来的に壱岐医療圏にとりまして必要な機能と考えているところでございます。

事業の実施時期につきましては、事業費の精査、建設資金の確保、さらには請負業者の確保など、諸課題の解決に向けて取り組まれておられまして、事業の実施時期についても可能な限り早

期に見極めらるものと承知をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） いいですか。

○議員（6番 山口 欽秀君） はい。

○議長（土谷 勇二君） ここでお諮りします。12時となりましたが、このまま続けていきたいと考えております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） それでは、同じく9番、植村圭司議員からも質問の通告がっておりますので、これを許します。植村議員。

○議員（9番 植村 圭司君） 今後の、すみません。11款公債費について。病院企業団の件について質問をしたいと思っております。

今までの流れで答弁を聞きまして大体分かりましたのでいいんですけども、今後の病院の増築計画について聞こうと思っていたんですけども、大体、事業費を今精査中ということと、今後分析しているというふうなことでございますので、そこを速やかに決まり次第教えていただければそれで十分かと思っております。

ただ、経営の話になりますと3.9億円、令和6年度実績で出ているということですので、今後の計画変更ということもあり得るのかなというふうなことをちょっと危惧いたしまして、壱岐市としてはもう必要な機能ということで要求をしておりますので、今の機能を早期に達成していただけるように強くお願いをしたいと思っております。そこを念を押して今後も引き続き要望していただきたいと思いますので、その辺の決意といたしますか、お気持ちを表明していただきたいと思います。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。村田保健環境部長。

○保健環境部部長（村田 靖君） 9番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

今後の改良方針等につきましては、壱岐市の医療体制の充実について重要な事項となりますので、病院企業団からの情報収集と、先ほど選出されました壱岐市議会選出の病院企業団議会議員の皆様とも連携を取りながら、市議会、市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 植村議員。

○議員（9番 植村 圭司君） 分かりました。早期実現に向けて要望を強くやっていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（土谷 勇二君） 同じく1番、菊池弘太議員からも質疑の通告がおりますのでこれを許します。菊池議員。

○議員（1番 菊池 弘太君） こんにちは。新人議員の菊池弘太です。よろしくお願ひいたします。

今、山口議員と植村議員のほうから長崎壱岐病院の質疑がありましたが、私のほうでもちょっと繰り返しになる部分もありますが、質疑をさせていただければと思います。

今回の繰上償還について、資料2の2ページによれば、「今年の3月28日に落札候補者より辞退届の提出があり」と。先ほど執行部の説明もありましたとおり、繰上償還になる見込みだと思ひます。今回は辞退となつてしまひましたが、入札公告自体は計3回行われていふうに聞いておひます。それはようやく3回目の入札公告で1者の応募があつたということになるのですけども、長崎県病院企業団が1回目から3回目の入札公告を出すに当たり、市として入札条件の見直しだとかそういうものに。先ほど入札公告に介入はしてないという話があつたのですけれども、見直しの相談を受けたり、逆にこちらから提案したとか、そういうことはなかつたのでしょうか。

また、2月17日に落札候補者が決定してから3月28日の落札候補者より辞退届が提出されるまで約1か月ほど時間がありました。市として話し合ひなど、落札の行方を見守るなり、そういうふうに関わつてこられたのかどうか。話し合ひがあつたのかなかつたのか。あつたのであれば、どういった内容を話し合われたのかお伺ひいたします。

そして、長崎県壱岐病院の増築というものは必要性があつたから実施しようとしていたものだと思います。今回の議案資料だけでは増築の内容というものに分かりません。なので、改めて今回の増築予定だつた増築等の機能とその必要性についてお伺ひいたします。

○議長（土谷 勇二君） 保健環境部長。

○保健環境部部長（村田 靖君） 1番、菊池議員の御質問にお答えいたします。

1番目の質問にお答えいたします。今回の長崎県病院建設改良事業に係る入札につきましては、あくまでも長崎県病院企業団の事業についての入札であり、壱岐市としては入札に関わっておりません。

なお、今回の入札条件の見直し等につきましては、病院企業団が県等から専門的意見を聴取しながら最終的に企業団で方針を定め、入札を実施したと聞いておひます。

次に落札候補者決定後の企業団との関わりにつきましては、保健環境部におきましては契約の進捗状況等についてやり取りを数回行つておひます。

2番目の御質問にお答えいたします。今回の壱岐病院の増築計画につきましては、これまでの施設の老朽化やスペース不足、さらには新たな医療ニーズの高まりを受けて、どうしても対応が必要だと判断されたものです。

増築棟に予定されていた主な機能は大きく分けて3つあります。

1つ目は、心臓カテーテル室の整備になります。現在、壱岐地域のみ心筋梗塞などの緊急時に全て患者さんを島外に搬送せざるを得ない状況で、年間30件ほどの心疾患救急が発生しています。悪天候などで島外への搬送が難しい場面もあることから、島内で治療ができる体制をつくることが求められています。これにより救命率の向上だけでなく、他の離島医療圏との機能的な均衡も図られるものと考えております。

2つ目は健康増進センターの整備です。疾病予防、早期発見、生活習慣病予防などの各種健診事業等、介護予防、認知症予防の支援など、幅広い健康づくりの拠点として活用していく方針です。

3つ目は、初期臨床研修医を受け入れるためのスペース整備です。壱岐病院は、基幹型の臨床研修病院を目指しており、研修医を継続的に受け入れることで医師確保の観点からも島内での医師育成の基盤づくりとして非常に重要と考えています。このため、研修医室やカンファレンス室、図書室などの機能が必要とされています。

以上のように、今回の増築の必要性につきましては壱岐地域の公的かつ中核的医療機関としての役割と充実強化を図ることで、市民の健康や命を守るためにもとても重要なものだと考えております。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 菊池議員。

○議員（1番 菊池 弘太君） 組織が違うということでなかなか介入するというのは難しいということが分かりました。

ただ、今、必要な機能を3つほど御説明いただきましたが、いずれも必要なものだというふうに考えております。離島にかかわらず、地域に中核病院があるということはそこで暮らす住民にとって安心して暮らせるということもありますし、私のように移住するときに大きな病院があるというものが交通インフラだったり商業施設と同様に病院の存在は移住する・しないの判断に大きな判断材料になります。

今回、新設予定だった心臓カテーテル室が1つあると思います。これは先ほど御説明にもあったとおり、年間30件ほど、恐らくドクターヘリの出動があるのかと思うのですけれども、特にこのように緊急を要する場合に特に必要不可欠な機能だと思います。

実際に鹿児島県の徳之島というところでは心臓カテーテルができる循環器内科が着任したことによってドクターヘリの出動回数が減り、多くの人命が救われているという事実がございます。

そこで今後の壱岐病院の増築の予定について、先ほども御説明がありましたが、今後4回目の入札公告予定があるのか。そして、入札条件、増築内容を変更する可能性があるのか。「入札には介入しない」という説明があったのですけれども、市としてどのように関わっていくのかお伺い

いたします。

また、令和5年度、令和6年度と経常損益で赤字ということも今後の予定に影響していくと思いますが、壱岐市として持続可能な病院運営にどのように関わっていくのかお伺いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 村田保健環境部長。

○保健環境部部長（村田 靖君） 3番目の御質問にお答えいたします。

菊池議員御指摘のとおり、長崎県壱岐病院を中核とした高度医療体制の充実は市民皆様の安心はもちろんのこと、壱岐市へ移住を検討されている方々にとりましても大きな安心材料になるものと認識しております。

御質問の1点目、4回目の入札公告予定があるのか。そして、入札条件や増築内容を変更する可能性があるのかにつきましては、現在、長崎県病院企業団において計画している機能は将来的に壱岐医療圏の医療にとって必要な機能と考えており、実施内容及び時期については現状の課題を整理しながら引き続き検討が行われているところです。

2点目の壱岐市として持続可能な病院運営にどう関わっていくかについてですが、壱岐病院は公的医療機関として採算が取れない分野であっても地域の医療を守ることが求められております。そうした必要な医療機器の整備や不採算医療の支援については長崎県病院企業団体の構成団体であります長崎県と壱岐市で長崎県病院企業団体構成団体附帯要項に基づき費用を分担しているところです。

また、医療人材の確保という面でも、看護師や理学療法士、助産師などの専門職が壱岐市内に居住し就労した場合、奨学金返還金の補助や家賃補助といった支援を行っております。

人口減少による患者数の減少に加えまして人件費や物価の上昇などで病院経営は厳しい状況にありますが、壱岐市としましても壱岐病院と連携しながら持続可能な医療提供体制の確保にしっかりと取り組んでまいります。

最後に壱岐病院の運営につきましては先ほど壱岐市議会から選出されました長崎県病院企業団議会議員の皆様におかれましても御注視を頂き、御助言、御協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） よろしいですか。赤木議員。

○議員（11番 赤木 貴尚君） 病院企業団に関しましては、さっき答弁でありますように、このたび樋口議員と、私、赤木が病院企業団議員として選任されましたのでしっかりそこは訴えていきたいと思っておりますが、市長としては、この病院増設、必ず成し遂げたいという思いがあるかどうかはちょっと1点だけ伺いたいと思います。

○議長（土谷 勇二君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 赤木議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの説明でもありましたが、企業長が5月に来られて今後の方針等の話をしたところです。その際にも「ぜひこの工事自体はなくさないでほしい」と。壱岐市としては必要なことなのだとこのことを改めてお伝えをしておりますし、他の企業団の決算というか、会の資料を見ていますと、ほかの島のところは結構工事を見直してあるんですけども、それが心配で企業長に直接お願いをして、企業長から「当然、これは必要なことなので金額等も検討はしながらですけども、絶対やる」というようなお話をいただいておりますので、引き続き壱岐市としては企業団のほうにその旨で伝えていきたいというふうに思っております。議員としてもぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 赤木議員。

○議員（11番 赤木 貴尚君） 樋口議員と私でしっかり病院企業団議会において市長の思いと壱岐市民の思いを伝えていきますので、頑張ってもらいますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 今回の補正予算に対して意見を言って討論に参加したいと思いません。

物価高騰対策ということで国が進める事業ですので、市民の生活状況に合わせた緊急性、速やかな事業遂行を行政としてはやるべきだと。そういうことを強く思うわけであります。

今回の給付事業についても9月中旬と。福岡市は7月にということで2か月も遅れるというそういう事態をやはり今後どうするのかという。もっと速やかに壱岐市として取り組める状態をつくるということを真剣に考えていただいて、今後給付の遅れを速やかに改善していただくことを求めたいと思います。

そして、今回の不足給付事業については、対象者が漏れてはいけないと。いろんな給付事業についてそうですが、対象者が漏れてはいけない。全ての対象者がやはり給付を受けるような体制が行政としては必要だと。そういう点でホームページの内容の充実、それからオンライン申請の充実ということですね。ぜひ広報いきについても載せていただくということを求めたいと思います。

そういうことで誰一人取り残さないというそういう立場で、給付対象者の最後まで相談に乗る

ということを求めたいと思います。

それから、壱岐病院の問題についていくと、この壱岐病院は増設が遅れることによって壱岐市民の命に関わる事態も考えられるわけですから、計画をどうスムーズに実行していくかという点で再度の取組の強化が壱岐市として必要ではないかなということです。企業団任せで遅れているこの事態をやはり壱岐市が率先して改善の取組を市長先頭に求めてぜひ壱岐病院を壱岐市民が安心してかかれる病院として進められるように努力を求めて討論とします。

以上です。

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第42号については原案のとおり可決されました。

日程第16. 議員派遣の件

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第16、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信しております関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定いたしました。

以上で予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りします。8月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、壱岐市議会定例会 8 月会議を終了します。
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 28 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 山口 欽秀

議 長 土谷 勇二

副 議 長 中原 正博

署名議員 菊池 弘太

署名議員 酒井 真吾

壱岐市議会委員会委員選任名簿

総務産業常任委員会（定数：8人、欠員1名）

◎委員長	植村 圭司	○副委員長	清水 修
	中田 恭一		小金丸益明
	音嶋 正吾		山内 豊
	菊池 弘太		

市民文教常任委員会（定数：8人）

◎委員長	山川 忠久	○副委員長	樋口伊久磨
	中原 正博		赤木 貴尚
	山口 欽秀		武原由里子
	松本 順子		酒井 真吾

議会運営委員会（定数：6人）

◎委員長	小金丸益明	○副委員長	山内 豊
	植村 圭司		山川 忠久
	山口 欽秀		武原由里子

議会広報特別委員会（定数：8人）

◎委員長	酒井 真吾	○副委員長	中田 恭一
	音嶋 正吾		赤木 貴尚
	清水 修		樋口伊久磨
	松本 順子		菊池 弘太

国境離島活性化推進特別委員会（定数：6人）

◎委員長	赤木 貴尚	○副委員長	山川 忠久
	小金丸益明		清水 修
	樋口伊久磨		菊池 弘太

議 員 派 遣 に つ い て

令和7年8月8日

壱岐市議会議長 土谷 勇二

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会

- (1) 目 的 令和7年第2回(8月)定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和7年8月29日～30日(1泊2日)
- (4) 派遣議員 松本 順子

2. 長崎県病院企業団議会全員協議会及び議員研修

- (1) 目 的 全員協議会及び議員研修出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和7年8月29日～30日(1泊2日)
- (4) 派遣議員 赤木 貴尚、樋口 伊久磨

以 上